

令和2年第4回定例会

富良野市議会会議録

令和2年12月1日（火曜日）午前10時01分開会

◎議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指定
日程第 2 議席の一部変更
日程第 3 会期の決定
日程第 4 認定第 1号（第3定） 令和元年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2号（第3定） 令和元年度富良野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 3号（第3定） 令和元年度富良野市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 4号（第3定） 令和元年度富良野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 5号（第3定） 令和元年度富良野市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 6号（第3定） 令和元年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 7号（第3定） 令和元年度富良野市水道事業会計決算の認定について
認定第 8号（第3定） 令和元年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について
日程第 5 所管事項に関する委員会報告
調査第 3号 幼小連携・接続について
調査第 5号 権利擁護センター事業について
調査第 6号 鳥獣被害の実態と対策について
日程第 6 議員の派遣に関する報告
日程第 7 監査委員報告（例月出納検査結果報告 令和2年度8月分・9月分）
日程第 8 議案第 8号 第6次富良野市総合計画基本構想について
日程第 9 議案第 1号～第 7号、第 9号～第 16号（提案説明）

◎出席議員（17名）

議長	18番	黒岩岳雄君	副議長	13番	今利一君
	1番	宮田均君		2番	渋谷正文君
	3番	大西三奈子君		4番	松下寿美枝君
	5番	大栗民江君		6番	関野常勝君
	7番	石上孝雄君		8番	水間健太君
	9番	小林裕幸君		10番	家入茂君
				12番	佐藤秀靖君

14番 宇治 則幸 君

16番 天日 公子 君

15番 日里 雅至 君

17番 後藤 英知夫 君

◎欠席議員（1名）

11番 本間 敏行 君

◎説明員

市長 北 猛俊 君

副市長 石井 隆君

総務部長 稲葉 武則 君

市民生活部長 山下 俊明 君

保健福祉部長 柿本 敦史 君

経済部長 川上 勝義 君
兼ぶどう果樹研究所長

建設水道部長 小野 豊君

看護専門学校長 澤田 貴美子 君

総務課長 今井 顕一 君

財政課長 藤野 秀光 君

企画振興課長 関澤 博行 君

教育委員会教育長 近内 栄一 君

教育委員会教育部長 亀淵 雅彦 君

監査委員 鎌田 忠男 君

監査委員事務局長 佐藤 克久 君

◎事務局出席職員

事務局 長 清水 康博 君

書記 大津 諭 君

書記 佐藤 知江 君

書記 向山 孝行 君

午前10時01分 開会
(出席議員数17名)

開 会 宣 告

○議長（黒岩岳雄君） これより、本日をもって招集されました令和2年第4回富良野市議会定例会を開会いたします。

開 議 宣 告

○議長（黒岩岳雄君） 直ちに、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指定

○議長（黒岩岳雄君） 日程第1、会議録署名議員の指定を行います。

本定例会の会議録署名議員には、

石 上 孝 雄 君
関 野 常 勝 君
大 西 三 奈 子 君
天 日 公 子 君
佐 藤 秀 靖 君
大 栗 民 江 君
小 林 裕 幸 君
渋 谷 正 文 君

以上、8名の諸君を指定いたします。

なお、本日の署名議員には、会議規則第126条の規定により、

石 上 孝 雄 君
関 野 常 勝 君

を御指名申し上げます。

諸 般 の 報 告

○議長（黒岩岳雄君） 事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長清水康博君。

○事務局長（清水康博君） -登壇-

議長の諸般の報告を朗読いたします。

市長より提出の事件、議案第1号から議案第16号につきましては、あらかじめ御配付のとおりでございます。

次に、議会及び監査委員より提出の事件につきましては、本日御配付の議会側提出件名表に記載のとおり、議長にそれぞれ提出がございました。このうち、審査及び調査の終了いたしました事件につきましては、報告書として御配付のとおりでございます。

次に、市長より行政報告の申し出があり、その概要に

つきましては、本日御配付のとおりでございます。

次に、閉会中の主な公務につきましては、議長報告といたしまして、本日御配付のとおりでございます。

次に、本定例会の説明員につきましては、別紙名簿として御配付のとおりでございます。

最後に、本日の議事日程につきましても、お手元に御配付のとおりでございます。

以上でございます。

日程第2 議席の一部変更

○議長（黒岩岳雄君） 日程第2、議席の一部変更を議題といたします。

富良野市議会会議規則第3条第3項の規定に基づき、議席を変更したいと思います。

本職が変更の指定をする議席番号及び氏名を事務局長に朗読いたさせます。

事務局長清水康博君。

○事務局長（清水康博君）

議席番号と氏名を朗読いたします。

2番渋谷正文君、3番大西三奈子君、4番松下寿美枝君、5番大栗民江君、6番関野常勝君、7番石上孝雄君、8番水間健太君、9番小林裕幸君、10番家入茂君、11番本間敏行君、12番佐藤秀靖君、13番今利一君、14番宇治則幸君、15番日里雅至君、16番天日公子君、以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） お諮りいたします。

ただいまの議席の一部変更について御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りのとおり、議席を変更することに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時06分 休憩

午前10時07分 開議

○議長（黒岩岳雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（黒岩岳雄君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

本定例会の運営に関し、議会運営委員会より報告を願います。

議会運営委員長後藤英知夫君。

○議会運営委員長（後藤英知夫君） -登壇-

議会運営委員会より、11月24日に告示されました令和2年第4回定例会が本日開会されるに当たり、11月26日に議会運営委員会を開催いたしましたので、審議した結果について報告いたします。

本定例会に提出されました事件数は、31件でございます。

うち、議会側提出事件は15件で、内訳は、付託案件特別委員会報告8件、事務調査報告3件、例月出納検査結果報告2件、議員の派遣に関する報告1件、議席の一部変更1件でございます。

市長よりの提出事件は16件で、その内訳は、予算6件、条例1件、その他9件でございます。

事件外といたしまして、市長の行政報告、議長報告がございます。

次に、運営日程について申し上げます。

本会議第1日目の本日は、会期の決定後、事件外といたしまして、市長の行政報告を受け、第3回定例会において継続審査となった認定第1号から認定第8号までの令和元年度一般会計ほか各会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員会から報告を受け、これを審議願います。

次に、所管事項に関する委員会報告、議員の派遣に関する報告、監査委員報告を受け、議案第8号の審議を願います。

なお、議案第8号については、総合計画基本構想特別委員会へ付託し、休会中審査を願うことで申し合わせております。

その後、議案第1号から議案第7号まで及び議案第9号から議案第16号までの提案説明を受け、本日の日程を終了いたします。

12月2日から4日まで及び7日は議案調査のため、5日、6日は休日のため、それぞれ休会といたします。

本会議第2日目の12月8日、第3日目の9日は、市政に関する一般質問を行い、これを終了いたします。

12月10日、11日、14日は議案調査のため、12日、13日は休日のため、それぞれ休会といたします。

本会議第4日目の12月15日は、議案第1号から議案第7号まで及び議案第9号から議案第16号までの審議を願います。

最後に、追加議案のある場合は、順次、審議を願い、本定例会を終了いたします。

次に、議案外の運営について申し上げます。

請願、意見案等の提出期限については、12月8日の日程終了時までとすることで申し合わせをしております。

また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う対策として、議場に入る議員、説明員の検温を行うことを初め、議題

や質問に関係しない説明員の出席を求めないこと、一般質問における議員の着席位置を変更し、質問席を設けて質問を行うこと、議場内の換気のため、送風機等を使用すること、マウスガードではなく、マスクの着用することで申し合わせをしております。

以上、令和2年第4回定例会の会期は、本日12月1日から12月15日までの15日間とすることで委員会の一致を見た次第であります。

以上、申し上げましたとおり、議員、理事者及び説明員各位の御協力を賜りますようお願い申し上げます、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（黒岩岳雄君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より報告のとおり本定例会を運営し、会期は12月1日から15日までの15日間とし、うち、2日、3日、4日、7日、10日、11日及び14日は議案調査のため、5日、6日、12日及び13日は休日のため、それぞれ休会いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、ただいまお諮りのとおり、本日から15日間と決定いたしました。

行 政 報 告

○議長（黒岩岳雄君） この際、あらかじめ申し出のありました市長の行政報告に関する発言を許可いたします。

市長北猛俊君。

○市長（北猛俊君） -登壇-

おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

1、株式会社JTBとの包括連携協定の締結について。

9月28日、株式会社JTBと富良野市とは、ポストコロナ時代における地域活性化の重点施策として、①地域創生に関する事業協力、②訪日インバウンド誘致、③地域特産品の海外流通販売、④デジタルマーケティングの推進の4点を実現させ、双方の取り組みをさらに強化するため、包括連携協定を締結いたしました。

今後も、本市が世界から選ばれる観光地であり続けるため、株式会社JTBが取り組む地域交流事業と連携し、訪日外国人の誘客や特産品の販路拡大、ブランディングを軸に、日本を代表する通年型リゾートを目指してまいります。

2、要望運動について。

（1）新たな過疎対策法の制定について。

過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日をもって失効することから、10月12日及び13日に道内選出国

会議員に対して、現行法上の過疎指定市町村に対する国の支援継続、過疎地域の財政基盤強化、経過措置の整備などについて要望してまいりました。

(2) 地域高規格道路「旭川十勝道路」の整備促進について。

旭川十勝道路整備促進期成会会長として、11月13日に、北海道開発局、旭川開発建設部、北海道議会議長、副議長及び管内選出議員、北海道建設部、上川総合振興局旭川建設管理部に対し、また、11月25日には国土交通省、財務省、11月26日には北海道選出国會議員に対し、道路整備に必要な予算の確保、老朽化対策予算の別枠確保、事業中である富良野北道路及び旭川東神楽道路の整備促進、未事業区間である東神楽町一富良野町間及び富良野市一占冠村間の調査促進について要望してまいりました。

(3) 富良野圏域における河川の整備促進について。

富良野圏域連携協議会会長として、10月21日に、富良野沿線市町村議会議長会とともに、北海道上川総合振興局に対し、近年のゲリラ的な集中豪雨に対応するために、石狩川上流富良野圏域河川整備計画に基づく早急な河川整備の促進、河川の適正な維持を図るため、河床しゅんせつや立木の伐採など河川維持の充実について要望してまいりました。

(4) 将来の富良野市内公立高等学校のあり方について。

富良野圏域連携協議会会長として、11月17日に、富良野地区広域教育圏振興協議会会長とともに、北海道、北海道教育委員会に対し、北海道立富良野高等学校と北海道立富良野緑峰高等学校を新しい高等学校として活力ある教育活動ができる学校に再編し、一定規模の生徒及び教職員の集団を維持して、地域住民や子供たちの期待に応えられる教育環境の整備とともに、特色ある高校教育が展開されることについて要望してまいりました。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 以上で、市長の行政報告を終わります。

日程第4

認定第1号（第3定） 令和元年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号（第3定） 令和元年度富良野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第3号（第3定） 令和元年度富良野市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号（第3定） 令和元年度富良野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号（第3定） 令和元年度富良野市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号（第3定） 令和元年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号（第3定） 令和元年度富良野市水道事業会計決算の認定について

認定第8号（第3定） 令和元年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について

○議長（黒岩岳雄君） 日程第4、前会より継続審査の認定第1号から認定第8号まで、以上8件を一括して議題といたします。

本件8件に関し、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長 関野常勝君。

○決算審査特別委員長（関野常勝君） -登壇-

決算審査特別委員会より、認定第1号、令和元年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第8号、令和元年度富良野市ワイン事業会計決算の認定についてまでの8件について、審査の経過並びに結果の報告を申し上げます。

決算審査特別委員会は、第3回定例会において設置し、認定第1号より認定第8号までの令和元年度富良野市一般会計を初め、各特別会計歳入歳出及び公営企業会計の決算について審査を付託され、閉会中継続審査となったところであります。

9月24日に審査日程、審査資料の検討並びに決算内容について会計管理者より説明を受け、11月4日から6日までの3日間にわたり、各所管部ごとに審査を行いました。

審査は、関係する職員の出席を求め、歳入の確保や歳出予算の適正な執行などに重点を置き、決算審査の着眼点に基づいた質疑が行われ、それに対する答弁をいただきながら慎重に進めてまいりました。この中で、総務、福祉、衛生、農林業、商工、観光、建設及び教育など各分野において、事業の取り組み方、実績、効果などについて委員より活発な質疑がなされ、理解が深められたところであります。

審査の結果、認定第1号より認定第8号までの8件について、全会一致で認定すべきものと決した次第であります。

以上、決算審査特別委員会の報告といたします。

○議長（黒岩岳雄君） これより、本件8件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で本件

8件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これより、認定第1号、令和元年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。

本件に関する委員長報告は、認定すべきものであります。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒岩岳雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号、令和元年度富良野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから認定第6号、令和元年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上5件について一括採決いたします。

お諮りいたします。

本件5件に関する委員長報告は、認定すべきものであります。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒岩岳雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本件5件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第7号、令和元年度富良野市水道事業会計決算の認定について及び認定第8号、令和元年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について、以上2件について一括採決いたします。

お諮りいたします。

本件2件に関する委員長報告は、認定すべきものであります。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒岩岳雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本件2件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第5

所管事項に関する委員会報告

○議長(黒岩岳雄君) 日程第5、前会より継続調査の所管事項に関する委員会報告を議題といたします。

本件に関し、順次、委員長の報告を求めます。

初めに、調査第3号、幼小連携・接続について。

総務文教委員長佐藤秀靖君。

○総務文教委員長(佐藤秀靖君) -登壇-

総務文教委員会から、令和2年第3回定例会において

許可を得た調査第3号、幼小連携・接続について、調査の経過を報告申し上げます。

本委員会では、担当部局に資料の提出と説明を求め、直面している課題と対策について調査を進めてまいりました。

平成29年3月に、国において、幼稚園教育要領と保育所保育指針が見直され、それぞれに幼児期の終わりまでに育ってほしい姿や幼児教育と小学校との接続の一層の強化が盛り込まれるなど、3歳以上の子供についての幼児教育の共通化が図られました。

一方、本市においては、機構改革により、平成29年にこども未来課が教育委員会に移管され、ゼロ歳から18歳までの教育や子育て支援が一元化されたほか、これまでの特別支援教育における引き継ぎなど、幼保小連携の土台が構築されていたことに加え、市内幼児教育施設と小学校が一堂に会して合同研修会などを先駆的に実施していたことから、昨年度より北海道が実施する幼小接続円滑化モデル事業に指定され、幼小連携・接続推進リーダーを配置して事業を推進しています。

幼児教育と小学校教育では教育課程の違いや指導方法等が異なるため、それぞれの関係者の相互理解と相互協力が事業推進には欠かせませんが、大事なことは、子供たちが幼児教育施設から小学校に安心して入学できることで、幼児教育施設での学びが小学校入学で途切れず、スムーズに継続されることが重要であると考えます。

本委員会は、幼小連携・接続推進リーダー及び虹いろ保育所所長から聞き取り調査を行い、事業の推進状況及び課題と対策について理解を深めたところであります。

聞き取り調査では、幼小連携・接続推進リーダーを中心に、各幼児教育施設や各小学校、教育委員会などとの情報共有がされており、相互理解と相互協力の体制が整いつつあると感じられました。

また、挙げられた共通の課題として、来年3月でモデル事業が終了した後、いかにして事業を継続させるかということで、本委員会においても同様の課題について議論をしたところです。

現在、取り組まれているモデル事業は、市街地域の小学校と幼児教育施設で行われており、モデル事業終了後は、市内の全小学校と幼児教育施設で推進しなければならないため、幼小連携・接続推進リーダーからは、「教育委員会と連携して、各学校の教育計画に幼小連携・接続の取り組みを入れられないか検討している。事業を確実に推進するためのスタートカリキュラム策定に向けたハンドブックを作成中であり、各小学校に配付して、各学校で特色ある内容にしてもらいたい。」との考えが示されたところです。

さらに、事業推進のための工夫として、幼保小だよりを定期的に発行し、情報共有するなど、幼小連携・接続

推進リーダーの献身的な努力が見てとれたところです。

また、幼児教育施設においては、アプローチカリキュラムの策定が必要とされていますが、市の幼児教育施設では策定されていない状況であります。この策定には、幼児教育施設同士が連携しての取り組みが重要で、各幼児教育施設の独自性の確保とアプローチカリキュラムの内容を統一するかどうかなどは議論の余地がありますが、アプローチカリキュラムの導入は必要であると考えます。

幼児期の学びは、遊びを通して学ぶことであり、一人一人の学び（育ち）の姿を見きわめる力が必要です。幼小連携・接続は、学びのつながりを確保することであり、子供たちが安心して幼児教育施設から小学校に入学することができるよう体制を整えることが重要なことから、各幼児教育施設の幼児同士、幼児と小学校の児童、教員が入学予定の小学校で交流し、身覚えのある環境を整え、不安を払拭して安心感を与える仕組みが必要であると考えます。また、保護者に対しても、安心して子供を小学校に入学させることができるよう、より広く周知する努力も必要と思われるます。

現在、推進中の北海道のモデル事業は、本市の先駆的取り組みが評価されたものです。このことを踏まえて、教育委員会が幼小連携・接続を確立させるという強い決意とリーダーシップを発揮すべきものと考えます。

さらに、次年度以降も本市の取り組みが全道の模範として情報発信されるとともに、関係者の努力が継続されることを望むものであります。

なお、本報告書の全文につきましては、御手元の事務調査報告書並びに市議会ホームページをごらんください。

以上を申し上げて、総務文教委員会からの報告といたします。

○議長（黒岩岳雄君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で総務文教委員会の報告を終わります。

次に、調査第5号、権利擁護センター事業について。
市民福祉委員会副委員長宇治則幸君。

○市民福祉副委員長（宇治則幸君） -登壇-

市民福祉委員会より、令和2年第3回定例会において許可を得ました調査第5号、権利擁護センター事業についての調査経過を御報告申し上げます。

本委員会では、担当部局に資料の提出と説明を求め、権利擁護センターを設置した背景、事業の概要、相談実績や今後の課題等について調査を進めてまいりました。

国では、成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成28年5月に施行され、平成29年3月に成年後見制度利用促進基本計画が策定されております。

本市においては、市民が成年後見制度等を利用しやす

くするため、身近に相談できる場所として、平成31年4月に富良野市権利擁護センターを設置し、その事業を富良野市社会福祉協議会に委託しています。

事業の内容として、お金や財産の管理に関すること、各種サービスの契約や手続に関することなど、高齢になっても、障がいがあっても、住みなれた地域で安心して生活できることを目指し、成年後見制度の法定後見制度や任意後見制度の利用支援のほか、頼れる身寄りがいない場合には、長期入院時などに支援するあんしん預かり事業や、自分が亡くなった後の諸手続を支援する最後まであんしん事業が行われております。

権利擁護センターが設置されてから1年半余りが経過し、専門相談窓口が明確になったことで、相談件数、支援件数ともに大幅に増加している状況がうかがえ、少子高齢社会の中で重要な施策の一つであると捉えているところであります。

本委員会では、さらなる事業内容の周知、相談体制、関係機関との連携について意見が出され、今後、事業の委託先である富良野市社会福祉協議会の状況を伺い、さらに調査を深めたいことから、今回は中間報告とし、継続調査を求めるものであります。

以上、申し上げます。市民福祉委員会からの報告といたします。

○議長（黒岩岳雄君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、お諮りいたします。

調査第5号に関する副委員長報告は中間報告であり、継続調査を要することです。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、継続調査とすることに決しました。

次に、調査第6号、鳥獣被害の実態と対策について。
経済建設委員長石上孝雄君。

○経済建設委員長（石上孝雄君） -登壇-

経済建設委員会より、令和2年第3回定例会において調査の許可を得ました調査第6号、鳥獣被害の実態と対策について、調査の経過を御報告申し上げます。

本委員会では、担当部局より資料の提出並びに説明を求め、野生鳥獣による農作物や森林被害の実態並びに鳥獣捕獲等の対策について調査を進めるとともに、市内の鹿柵の設置状況や被害状況を現地調査し、議論を重ねてまいりました。

基幹産業を農業とする本市においては、長年、野生鳥獣による被害に悩まされており、令和元年度の農業被害

額は1億1,380万円に達し、直接的な農作物被害にとどまらず、農業者の意欲衰退なども危惧されております。

また、市民生活においては、公共交通機関の妨げを初め、市街地ではカラスによるごみの散乱やふん害など、地域社会全体に大きな影響を及ぼしています。

野生鳥獣をめぐるのは、環境省所管の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律により、生息数や生息地の範囲が調整されてきましたが、深刻化する鳥獣被害に対応するため、平成19年に農林水産省所管の鳥獣害による農林水産等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律が制定され、各自治体で鳥獣被害対策が行われています。

富良野市においては、鳥獣被害防止特措法に基づき、エゾシカ、ヒグマ、アライグマを対象鳥獣とする富良野市鳥獣被害防止計画を策定し、富良野市鳥獣害対策協議会や鳥獣被害対策実施隊などにより、鳥獣の捕獲や防護柵の設置などに取り組んでおります。また、農林課では、今年度から鹿柵管理体制整備支援事業を創設し、市内の鹿柵管理団体への支援策を講じるなど、捕獲と防護の視点に立った対策を講じているところであります。

今後においては、野生鳥獣の生息環境の管理を初め、被害防除対策、さらには、個体数の管理などについて調査を深めたいことから、継続調査を求めるものであります。

以上、経済建設委員会からの中間報告といたします。

○議長（黒岩岳雄君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、お諮りいたします。

調査第6号に関する委員長報告は中間報告であり、継続調査を要することです。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、継続調査とすることに決しました。

以上で、所管事項に関する委員会報告を終了いたします。

日程第6 議員の派遣に関する報告

○議長（黒岩岳雄君） 日程第6、議員の派遣に関する報告を議題といたします。

本件について報告を求めます。

17番後藤英知夫君。

○17番（後藤英知夫君） -登壇-

派遣議員を代表いたしまして、議員の派遣に関する報

告をさせていただきます。

一つ目は、富良野沿線議長会議員研修会についてです。

令和2年10月19日、上富良野町において開催されました富良野沿線議長会議員研修会へ富良野市議会議員15名で参加してまいりました。

「質問力を高める 議会力にいかす」と題して、龍谷大学政策学部教授土山希実枝氏より、一般質問の意義や、一般質問を議会総体として効果的に機能させる取り組みなどの紹介がありました。

本研修会を通して、我々議員は、個々の資質を高めながら、市議会総体の議会力の向上に努めていかなければならないと感じたところです。

二つ目は、2040未来ビジョン出前セミナーについてです。

令和2年11月19日、富良野市内において開催されましたオンライン配信による2040未来ビジョン出前セミナーへ富良野市議会議員15名が参加いたしました。

「人口減少時代のまちづくりと地域社会の活性化」と題し、東京都立大学人文社会学部教授山下祐二氏による人づくり、地域づくりを念頭に置いた人口政策の必要性などについての講演を受け、市議会全体でしっかり政策形成に取り組んでいかなければならないことを改めて認識する機会となりました。

詳細につきましては、お手元の報告書並びに市議会ホームページをごらんください。

以上、議員の派遣に関する報告を終わります。

○議長（黒岩岳雄君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で議員の派遣に関する報告を終わります。

日程第7 監査委員報告

○議長（黒岩岳雄君） 日程第7、監査委員報告を議題といたします。

報告は、例月出納検査結果報告、令和2年度8月分及び9月分の2件であります。

本報告2件に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で監査委員報告を終わります。

日程第8

議案第8号 第6次富良野市総合計画基本構想について

○議長（黒岩岳雄君） 日程第8、議案第8号、第6次

富良野市総合計画基本構想についてを議題といたします。
ここで、暫時休憩いたします。

午前10時50分 休憩
午前10時51分 開議

○議長（黒岩岳雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

改めまして、日程第8、議案第8号、第6次富良野市総合計画基本構想についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

○副市長（石井隆君） -登壇-

議案第8号、第6次富良野市総合計画基本構想について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました第6次富良野市総合計画基本構想については、本市の総合的かつ計画的な行政運営の指針とするもので、まちづくりの長期的な展望を示すものであることから、富良野市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第3号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

現行の基本構想は、平成23年度から令和2年度の10年間を計画期間として、まちづくりの方向性と基本的な考え方を定めたもので、本市のさまざまな施策は、これに基づき、推進してきたところであります。

この計画は、本年度をもって最終年度を迎えることから、令和3年度から令和12年度までの10年間の新たな総合計画の基本構想を定めようとするもので、策定に当たっては、令和元年5月20日に総合計画庁内策定委員会を設置し、策定の基本方針を定め、これに基づき、策定作業を進めてまいりました。

この間、市民意識調査や転出入者アンケート調査の実施、市民ワークショップの開催、地域懇談会の開催など、市民の多様な意見、提言の聴取を行うとともに、令和2年6月からは、総合計画・総合戦略有識者会議において、総合計画の骨格や前提、基本構想の原案について議論をいただいたところであります。

総合計画策定においては、市民の声の分析や本市を取り巻く情勢を広く収集することで、総合計画の策定の前提・大切な視点を、未来は創るもので構造変化に対応する新スタイルへの移行、ひとが中心であること、つながりのアップデート、富良野らしいユニークさがあることの4点を整理してきたところであります。

このたびの基本構想は、この策定の前提・大切な視点をもととして、まちづくりの方向性をあらわすまちづくりスローガン、まちづくりの基本的な考え方をあらわすまちづくりコンセプト、スローガンに込めた思い、コン

セプトとのつながりをあらわすまちづくりメッセージで構成しております。

最初に、まちづくりスローガンについては、「『美しい』のその先へ。WA!がまち、ふらの」としております。

次に、まちづくりコンセプトについては、4つのWA!と2つの基本アプローチを設定しております。

4つのWA!の一つ目は、ひとのWA!として「輝く。つながり合う。」、二つ目は、しごとのWA!として「創る。まわす。」、三つ目は、まちのWA!として「想う。みがき合う。」、四つ目は、自然のWA!として「感じる。つなげる。」を掲げており、さらに、それぞれに掲げた言葉に対する思いを添えました。また、4つのWA!の基本アプローチとして、共創とデジタルの二つを掲げております。

なお、基本構想に基づく基本計画は、特に力を入れて取り組む重点施策と着実に取り組む基本施策に分け、期間を前期2年、中期4年、後期4年とし、市民ニーズに的確に対応できるよう3期に区分して策定することとしており、今後、令和3年度から令和4年度を期間とする前期基本計画を策定してまいります。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（黒岩岳雄君） お諮りいたします。

本件は、さきの議会運営委員長より報告のとおり、精査を要しますので、総合計画基本構想特別委員会にこれを付託し、審査いたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、ただいまお諮りのとおり決しました。

日程第9

議案第1号から議案第7号、議案第9号から議案第16号（提案説明）

○議長（黒岩岳雄君） 日程第9、議案第1号から議案第7号まで及び議案第9号から議案第16号まで、以上15件を一括して議題といたします。

順次、提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

○副市長（石井隆君） -登壇-

議案第1号、令和2年度富良野市一般会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市一般会計補正予算第11号は、歳入歳出それぞれ7,016万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を180億1,053万7,000円にしようとするものと、債務負担行為の補正で追加8件、地方債の補正で廃止1件、変更5件でございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

24ページ、25ページでございます。

1款議会費は、1項議会費で、議会運営費の委員費用弁償及び旅費、普通旅費、260万円の減額でございます。

2款総務費は、1項総務管理費で、ふるさと納税推進事業費の納税ポータルサイト増設に伴うプログラム使用料、生活交通路線維持対策事業費の広域生活交通路線維持対策路線維持費補助金、市生活交通路線維持対策路線維持費補助金、児童手当システムの修正に係る住民情報システム修正委託料、地域防災事業費の災害に備えるための器具購入費、水防用備蓄資材経費の災害に備えるための器具購入費の追加、負担金変更による富良野広域連合負担金、イベント事業等の中止による東山地域活性化補助金、事業費確定による特別定額給付金給付事業費の会計年度任用職員給料ほか諸経費の減額、2項徴税費で、今後の市税における更正及び修正申告等を見込む過誤納還付金の追加、5項統計調査費で、財源振替、差し引きいたしまして5,063万7,000円の減額でございます。

3款民生費は、1項社会福祉費で、介護保険システムの修正に係る介護保険特別会計繰出金、国民年金事務委託金の過年度精算による基礎年金等事務委託金精算返還金、生活困窮者自立支援事業費の見込みによる住居確保給付金の追加、後期高齢者医療特別会計繰出金及び後期高齢者医療療養給付費負担金の減額、2項児童福祉費で、過年度精算による児童手当支給事業費の児童手当国庫負担金精算返還金、指定寄附金を活用した臨時ひとり親支援歳末たすけあい事業補助金の追加、子ども子育て支援給付事業費の施設型教育給付金、子育てのための施設等利用給付事業費の子育てのための施設等利用給付金（認可外保育所）及び（預かり保育）、幼児教育・保育の無償化事業費の普通旅費ほか諸経費の減額、差し引きいたしまして4,453万円の減額でございます。

4款衛生費は、1項保健衛生費で、看護職員養成修学資金貸付金、学校運営経費の入学料還付金の減額、2項清掃費で、ごみ収集経費の（債）一般廃棄物収集運搬業務委託料の減額、合わせまして496万5,000円の減額でございます。

6款農林業費は、1項農業費で、国の事業を活用してトラクター等の自動操舵システムを整備する産地生産基盤パワーアップ事業費補助金、多面的機能支払事業費の地図情報システム農地台帳修正による農地情報整備委託料、事業費確定による道営農業生産基盤整備事業費の扇山北地区経営体育成基盤整備事業負担金の追加、道営農業生産基盤整備事業費の東山地区農地整備事業負担金の減額、2項林業費で、民有林育成推進事業費の補助対象面積増加による民有林育成推進事業補助金の追加、森林環境譲与税事業費の民有林所有者意向調査委託料の減

額、差し引きいたしまして1億4,142万5,000円の追加でございます。

7款商工費は、1項商工費で、新型コロナウイルス感染症拡大防止と新しい生活様式に対応する取り組みに支援する中小企業振興総合補助金、補助対象の増加による企業振興促進補助事業費の企業振興促進補助金、新型コロナウイルス感染症拡大で影響を受けた観光事業者を応援する観光事業者経営応援金の追加、事業費確定による新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業費の富良野市休業協力・感染リスク低減支援金、イベント事業等の中止による山部観光振興事業費の山部まるごと体験村交付金、ふらの版DMO推進事業費のふらの観光まちづくり戦略会議負担金、閑散期誘客対策事業費の報償費ほか諸経費、事業費縮小による北海へそ祭り実行委員会補助金、団体解散によるサハリン経済交流促進協議会負担金の減額、751万2,000円の減額でございます。

8款土木費は、1項土木管理費で、土木機械費の財源振替、2項道路橋梁費で、道路除雪費の財源振替、東9条道路改良舗装事業費の東9条道路改良舗装工事費、支障物件移転補償費、南2丁目2道路改良舗装事業費の南2丁目2道路改良舗装工事費、支障物件移転補償費、南3丁目2道路改良舗装事業費の設計測量調査委託料、南3丁目2道路改良舗装工事費、支障物件移転補償費、1億72万8,000円の減額でございます。

9款教育費は、1項教育総務費で、学校保健費の財源振替、4項社会教育費で、イベント事業等の中止による生涯学習推進費の委員報酬ほか諸経費、教育バス運送業務事業費の教育バス運送業務委託料、家庭教育支援事業費の講師謝礼金、学社融合推進事業費の講師謝礼金、青少年健全育成費の補導員報酬、61万5,000円の減額でございます。

11款給与費は、1項給与費で、財源振替でございます。次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、14ページ、15ページでございます。

1款市税は、1項市民税で、個人住民税の所得割の減額、2項固定資産税で、償却資産の追加、土地、家屋の減額、6項入湯税で、現年課税分の減額、7項都市計画税で、家屋の減額、差し引きいたしまして6,937万3,000円の減額でございます。

13款分担金及び負担金は、1項負担金で、東山地区及び老節布地区農地整備事業の事業費確定による道営農業生産基盤整備事業負担金、1,204万円の減額でございます。

15款国庫支出金は、1項国庫負担金で、施設型教育給付費に伴う子ども子育て支援給付負担金の減額、2項国庫補助金で、児童手当システムの修正に伴う子ども子育て支援事業費補助金、追加交付決定による雪寒指定路線除排雪事業交付金、事業費確定による東9条道路改良舗

装事業交付金、追加交付決定による特定防衛施設周辺整備調整交付金の追加、事業費確定による特別定額給付金給付事業費補助金、特別定額給付金給付事務費補助金、子育てのための施設等利用給付交付金、南2丁目(14ページで訂正)2道路改良舗装事業交付金、南3丁目2道路改良舗装事業交付金の減額、差し引きいたしまして1,709万6,000円の減額でございます。

16款道支出金は、1項道負担金で、交付決定による権限移譲事務交付金の追加、施設型教育給付費に伴う子ども子育て支援給付負担金の減額、2項道補助金で、トラクター等自動操舵システム整備に係る産地生産基盤パワーアップ事業費補助金、民有林育成推進事業費に係る未来につなぐ森づくり推進事業補助金の追加、幼児教育・保育の無償化事業費に係る子ども子育て支援事業費補助金、子育てのための施設等利用給付交付金の減額、3項委託金で、交付決定による諸統計調査委託金の追加、事業費確定による駅前広場除排雪業務委託金の減額、差し引きいたしまして1億4,054万円の追加でございます。

17款財産収入は、2項財産売払収入で、車両売払収入393万8,000円の追加でございます。

18款寄附金は、1項寄附金で、ふるさと応援寄附金、児童福祉費寄附金、210万円の追加でございます。

19款繰入金は、1項基金繰入金で、東山地域活性化補助金に係る地域づくり推進基金繰入金、森林環境譲与税事業費に係る森林環境譲与税基金繰入金、243万円の減額でございます。

21款諸収入は、3項貸付金元利収入で、看護職員養成修学資金貸付金収入の追加、5項雑入で、閑散期誘客対策事業費に係る商工観光イベント開催負担金の減額、差し引きいたしまして179万9,000円の追加でございます。

22款市債は、1項市債で、農業生産基盤整備事業債の追加、消防・防災施設整備事業債、土木機械整備事業債、東9条道路改良舗装事業債、南2丁目2道路改良舗装事業債、南3丁目2道路改良舗装事業債の減額、差し引きいたしまして1億1,760万円の減額でございます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

第2条債務負担行為の補正は、第2表債務負担行為補正に記載のとおり、令和2年度島ノ下地区コミュニティー運行事業費、令和2年度山部地区コミュニティー運行事業費につきましては、令和3年度乗合事業の認可を取得するに当たり、契約手続を本年度中に行うことが必要のため、令和2年度住民情報システム保守委託料、令和2年度住民情報システムクラウド利用料、令和2年度一般廃棄物収集運搬業務委託料につきましては、令和3年4月1日から業務を実施する上で、本年度中に契約事務を進めるため、令和2年度富良野市地域会館指定管理料、令和2年度富良野市集落センター指定管理料につきましては、公の施設の指定管理者制度に基づく協定締

結に当たり、令和2年度国営東郷地区土地改良事業負担金につきましては、事業完了に伴う国への償還に当たり、記載の期間及び限度額により債務負担行為を定めるために、追加するものでございます。

第3条地方債の補正は、第3表地方債補正に記載のとおり、消防・防災施設整備事業費で、富良野広域連合での起債事業となったための廃止、農業生産基盤整備事業費、土木機械整備事業費、東9条道路改良舗装事業費、南2丁目2道路改良舗装事業費、南3丁目2道路改良舗装事業費で、事業費の調整による起債額の変更でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第2号、令和2年度富良野市国民健康保険特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市国民健康保険特別会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ690万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億2,316万1,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

6ページ、7ページの下段でございます。

9款諸支出金は、1項償還金及び還付加算金1目一般被保険者保険税還付金で、一般被保険者過年度分保険税還付金の追加、3目償還金で、保険給付費等交付金過年度返還金(14ページで訂正)の追加、690万3,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

同じく、6ページ、7ページの上段でございます。

3款道支出金は、1項道補助金1目保険給付費等交付金で、特別交付金90万円の追加でございます。

6款繰越金は、1項繰越金1目繰越金で、前年度繰越金600万3,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほど、願申申し上げます。

議案第3号、令和2年度富良野市介護保険特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市介護保険特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ236万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を24億3,364万1,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

8ページ、9ページでございます。

1款総務費は、1項総務管理費1目一般管理費で、介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修委託料236万5,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

3款国庫支出金は、2項国庫補助金4目介護保険事業

費補助金で、118万2,000円の追加でございます。

7款繰入金は、1項他会計繰入金4目その他一般会計繰入金で、118万3,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第4号、令和2年度富良野市後期高齢者医療特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ35万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億5,144万4,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

8ページ、9ページでございます。

1款総務費は、1項総務管理費1目一般管理費で、一般事務費の後期高齢者医療システム改修委託料94万6,000円の追加でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、1項後期高齢者医療広域連合納付金1目後期高齢者医療広域連合納付金で、北海道後期高齢者医療広域連合市町村事務費負担金130万2,000円の減額でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

2款繰入金は、1項他会計繰入金1目一般会計繰入金で、その他一般会計繰入金113万1,000円の減額でございます。

3款繰越金は、1項繰越金1目繰越金で、前年度繰越金58万6,000円の追加でございます。

5款国庫支出金は、1項国庫補助金1目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金で、18万9,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第5号、令和2年度富良野市公共下水道事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市公共下水道事業特別会計補正予算第1号は、債務負担行為の設定1件でございます。

以下、その概要について御説明申し上げます。

第1条債務負担行為は、第1表債務負担行為に記載のとおり、令和2年度水処理センター管理運転委託料について、令和3年度から令和7年度まで5カ年契約を行うため、記載の期間、限度額を定めるものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第6号、令和2年度富良野市水道事業会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市水道事業会計補正予算第1号は、債務負担行為の設定2件でございます。

以下、その概要について御説明申し上げます。

第2条債務負担行為の補正は、令和2年度水源送水場

管理委託料、令和2年度検針業務委託料について、令和3年4月1日から業務を実施する上で、本年度中に契約事務を進めるため、記載の期間、限度額を定めるものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第7号、富良野市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

このたびの改正は、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の減額対象となる者の所得の基準額を引き上げようとするものでございます。

以下、その内容について、条を追って御説明申し上げます。

第21条は、国民健康保険税の減額対象の所得基準について改めるものでございます。

附則第2項は、年金所得者の減額対象の所得基準について改めるもの及び文言の整理でございます。

条例の施行日は、令和3年1月1日からとし、改正後の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税から適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第9号、土地改良事業の事務の受託について御説明申し上げます。

本件は、本年第3回定例会で議決をいただき、令和3年4月1日施行の東郷ダム管理条例に基づき、東郷ダム関連施設を富良野市が管理するに当たり、ともにダムの受益地区となる中富良野町と土地改良事業の事務委託に関する規約を協議するため、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以下、協議を行う規約について、条を追って御説明申し上げます。

第1条は、本規約の委託事務の範囲について、第2条は、委託事務の管理及び執行の方法について、第3条は、経費の負担について、第4条は、予算の繰り越しについて、第5条は、補則に関する規定でございます。

規約の施行日は、令和3年4月1日からしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第10号、指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本件は、富良野市チーズ工房設置条例第3条の規定に基づき、第4条に規定する業務を指定管理者に行わせようとするもので、富良野市チーズ工房の指定管理予定者として、株式会社ふらの農産公社を選定いたしましたので、当該施設の指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定する期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間としようとするものでございます。

なお、指定管理予定者として選定に至る経過を別紙資料として配付してございますので、参考にしていただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第11号、指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本件は、富良野市農村環境改善センター設置条例第3条の規定に基づき、第4条に規定する業務を指定管理者に行わせようとするもので、富良野市農村環境改善センターの指定管理予定者として、株式会社富良野振興公社を選定いたしましたので、当該施設の指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定する期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間としようとするものでございます。

なお、指定管理予定者として選定に至る経過を別紙資料として配付してございますので、参考にしていただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第12号、指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本件は、富良野市自然休養村管理センター設置条例第3条の規定に基づき、第4条に規定する業務を指定管理者に行わせようとするもので、富良野市自然休養村管理センターの指定管理予定者として、株式会社富良野振興公社を選定いたしましたので、当該施設の指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定する期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間としようとするものでございます。

なお、指定管理予定者として選定に至る経過を別紙資料として配付してございますので、参考にしていただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第13号、指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本件は、富良野市地域会館設置条例第3条の規定に基づき、第5条に規定する業務を指定管理者に行わせようとするもので、朝日会館ほか20館の指定管理予定者として、各地域会館等の運営委員会を選定いたしましたので、当該施設の指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定する期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間としようとするものでございます。

なお、指定管理予定者として選定に至る経過を別紙資

料として配付してございますので、参考にしていただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第14号、指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本件は、富良野市集落センター設置条例第3条の規定に基づき、第5条に規定する業務を指定管理者に行わせようとするもので、平沢集落センターほか3館の指定管理予定者として、各地域の集落センター運営委員会を選定いたしましたので、当該施設の指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定する期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間としようとするものでございます。

なお、指定管理予定者として選定に至る経過を別紙資料として配付してございますので、参考にしていただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第15号、指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本件は、富良野市農業体験者滞在施設設置条例第3条の規定に基づき、第4条に規定する業務を指定管理者に行わせようとするもので、富良野市農業体験者滞在施設の指定管理予定者として、ふらの農業協同組合を選定いたしましたので、当該施設の指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定する期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間としようとするものでございます。

なお、指定管理予定者として選定に至る経過を別紙資料として配付してございますので、参考にしていただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第16号、指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本件は、富良野市郷土芸能伝習館設置条例第3条の規定に基づき、第5条に規定する業務を指定管理者に行わせようとするもので、富良野市郷土芸能伝習館の指定管理予定者として、富良野市郷土芸能伝習館運営委員会を選定いたしましたので、当該施設の指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定する期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間としようとするものでございます。

なお、指定管理予定者として選定に至る経過を別紙資料として配付してございますので、参考にしていただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

御訂正をお願いいたします。

議案第1号の一般会計補正予算の15款国庫支出金の説明の中で、南2丁目2道路改良舗装事業交付金と説明するところを南3丁目2道路改良舗装事業交付金と説明いたしました。

正しくは、南2丁目2道路改良舗装事業交付金でございますので、御訂正をお願いいたしたいと存じます。

また、議案第2号の国民健康保険特別会計補正予算についてです。歳出の9款諸支出金の中で、保険給付費等交付金過年度返還金の追加というところを過年度還付金の追加というふうに説明いたしました。

正しくは、保険給付費等交付金過年度返還金の追加でございますので、御訂正をお願いいたしたいと存じます。

○議長（黒岩岳雄君） 以上で、本件15件の提案説明を終わります。

散 会 宣 告

○議長（黒岩岳雄君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明2日から4日、7日は議案調査のため、5日、6日は休日のため、それぞれ休会であります。

8日の議事日程は、当日配付いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時31分 散会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 2 年 12 月 1 日

議 長 黒 岩 岳 雄

署名議員 石 上 孝 雄

署名議員 関 野 常 勝